

**改正**

平成21年6月29日規則第23号

令和元年6月21日規則第15号

読谷村ふるさとづくり寄附金条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、読谷村ふるさとづくり寄附金条例（平成20年読谷村条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の申込み等)

**第2条** 寄附金の申込みは、読谷村ふるさとづくり寄附金申込書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、読谷村が必要であると認めるときは、同項に規定する方法以外の方法により寄附金を受け入れることができるものとする。

(公序良俗等に反する寄附金の取扱い)

**第3条** 村長は、寄附金が法令、条例、規則等に違反し、又は反するおそれのあるときや寄附申出者が次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の受入を拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

- (1) 暴力団やその他反社会的団体
- (2) 読谷村の村税等を滞納している個人または法人
- (3) その他村長が寄附を受けるものとして適当でないと認められるもの

2 村長は、前項の規定により寄附金の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還したときは、その理由及び経過を記録しておくものとする。

(感謝状等)

**第4条** 村長は、寄附者に対して感謝状等を贈ることができるものとする。

(寄附金台帳)

**第5条** 村長は、寄附金を適正に管理するため、読谷村ふるさとづくり寄附金台帳（第2号様式）を作成しなければならない。

(運用状況の公表)

**第6条** 条例第10条に規定する公表は、次に掲げる事項とし、毎会計年度の終了後3月以内に公表様式（第3号様式）にて行うものとする。ただし、寄附者が自らの氏名又は名称の公表を希望し

ない場合はこれを公表しないものとする。

- (1) 寄附者の住所地（所在地）の都道府県・市区町村名
- (2) 寄附者の氏名又は名称
- (3) 寄附金の額
- (4) 条例第2条の規定により寄附者又は村長が指定した事業
- (5) 読谷村ふるさとづくり基金の充当金額、充当事業等  
(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

**附 則**

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

**附 則**（平成21年6月29日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年6月21日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

読谷村ふるさとづくり寄附金申込書

年 月 日

(あて先)  
読谷村長

(寄附者)  
郵便番号  
住所／所在地  
(ふりがな)  
氏名／名称  
電話番号  
E-mail

1 読谷村の村づくりを応援するため、次のとおり寄附します。

十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一

|       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| 寄附金の額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|

2 寄附金の使途について指定をする場合は、次の該当欄に○を記入してください。

(複数選択可)

| 指定 | 事業区分 |                                   |
|----|------|-----------------------------------|
|    | 1    | 風水としなて悠々と暮らさ (自然と調和した潤いのあるむらづくり)  |
|    | 2    | ちむ清らさあるひとの学び育ち (夢を育み生涯輝けるひとづくり)   |
|    | 3    | 御真人や笑い誇て健康の村 (未来が輝くハツラツむらづくり)     |
|    | 4    | 互いに勢い起ち黄金花咲かさ (人集い活力と魅力あふれるむらづくり) |
|    | 5    | うち揃て創らな平和の世 (平和で平等な協働のむらづくり)      |
|    | 6    | 指定しない (指定しない場合は、村長が指定します)         |

3 寄附金については、寄附者の住所地 (所在地) の都道府県、市町村名、氏名 (名称)、寄附金の額及び指定事業について公表を予定しておりますのでご了承ください。

ただし、氏名 (名称) については、希望により公表しないことができますので、次の該当番号にまるをしてください。

|   |      |   |       |
|---|------|---|-------|
| 1 | 公表する | 2 | 公表しない |
|---|------|---|-------|

(記入のない場合は、氏名 (名称) を公表しないものとして取り扱います。)

4 希望するお礼の品

|   |     |  |   |            |
|---|-----|--|---|------------|
| 1 | 商品名 |  | 2 | お礼の品を希望しない |
|---|-----|--|---|------------|

5 ワンストップ特例制度の申請 (次の該当番号にまるをしてください。)

|   |      |   |       |
|---|------|---|-------|
| 1 | 希望する | 2 | 希望しない |
|---|------|---|-------|

6 読谷村への応援メッセージ又は自由意見欄

第2号様式（第5条関係）

読谷村ふるさとづくり寄附金台帳

| 寄附金の受入年月日 | 寄付者の住所地 | 寄付者名又は名称 | 寄附金の額 | 条例第2条の規定により寄付者又は村長が指定した事業 | 基金の充当 |            | 備考 |
|-----------|---------|----------|-------|---------------------------|-------|------------|----|
|           |         |          |       |                           | 充当事業  | 充当額及び充当年月日 |    |
|           |         |          |       |                           |       |            |    |
|           |         |          |       |                           |       |            |    |
|           |         |          |       |                           |       |            |    |
|           |         |          |       |                           |       |            |    |
|           |         |          |       |                           |       |            |    |
|           |         |          |       |                           |       |            |    |
|           |         |          |       |                           |       |            |    |

第3号様式（第6条関係）

年度

読谷村ふるさとづくり基金運用状況の公表

読谷村ふるさとづくり寄附金条例第10条及び同条例施行規則第6条に基づき寄附金の運用状況について公表いたします。

| 寄付者の住所地 | 寄付者名又は名称 | 寄附金の額 | 条例第2条の規定により寄付者又は村長が指定した事業 | 基金への積立又は、充当事務事業 |      |
|---------|----------|-------|---------------------------|-----------------|------|
|         |          |       |                           | 充当事業等           | 充当金額 |
|         |          |       |                           |                 |      |
|         |          |       |                           |                 |      |
|         |          |       |                           |                 |      |
|         |          |       |                           |                 |      |
|         |          |       |                           |                 |      |
|         |          |       |                           |                 |      |
|         |          |       |                           |                 |      |
|         |          |       |                           |                 |      |